

沖縄防衛局の勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員に関する達を次のように定める。

令和4年3月25日

沖縄防衛局長 小野 功雄

沖縄防衛局の勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、沖縄防衛局において、勤務官署以外の勤務地に長期間（1か月以上をいう。以下同じ。）勤務させる場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務官署の指定等)

第2条 沖縄防衛局の職員を勤務官署以外の勤務地に長期間、当該職員の住居から直接勤務させる必要があると認める場合は、沖縄防衛局長（以下「局長」という。）が別記様式により当該勤務官署以外の勤務地を勤務官署として指定するものとする。

2 勤務官署の指定を解く場合は、指定の手續に準じて処理するものとする。

(出勤簿の管理)

第3条 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第12条に規定する所属長又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第2条の2第1項に規定する所属長は、勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員の出勤簿を当該勤務地に備え、その勤務させる職員のうちから勤務時間管理員を指名し、管理させるものとする。

(通勤手当の支給)

第4条 第2条第1項の規定による指定を行ったときは、当該指定された勤務地を人事院規則9-24（通勤手当）第2条第1項に規定する勤務官署とみなして、通勤手当を支給するものとする。

(在勤官署に勤務する職員)

第5条 第3条及び第4条の規定は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第2条第1項第4号の規定に基づき指定された在勤官署に勤務する職員について準用する。

(実施の細目)

第6条 この達の実施に関し必要な細部は、総務部長が定める。

附 則

この達は、令和4年3月25日から施行する。

(別記)

様式 (第 2 条関係)

勤務官署配置指定通知書

職又は所属
階級又は官級
氏名
通知事項 に配置する。 (の配置を解く。)
通知日付 年 月 日
沖縄防衛局長 官職氏名 印

沖縄防衛局の勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員に関する達の実施に係る細部事項

1 趣旨

この細部事項は、沖縄防衛局の勤務官署以外の勤務地に長時間勤務させる職員に関する達（令和4年沖縄防衛局達5号。以下「勤務官署達」という。）第6条の規定に基づき、沖縄防衛局の勤務官署以外の勤務地で長期間（1か月以上をいう。以下同じ。）勤務させる場合の手続及び必要な事項を定めるものとする。

2 勤務官署の指定等

- （1）勤務官署以外の勤務地に勤務させる職員が所属する部及び防衛事務所（以下「所属部等」という。）の長は、当該職員を長期間にわたり当該勤務地に当該職員の住居から直接勤務させる必要がある場合は、当該勤務地を勤務官署として指定するため、総務部長に依頼するものとする。
- （2）総務部長は、前号の依頼を受けたときは、勤務官署達第2条の規定に基づき局長の決裁を得た後、勤務官署配置指定通知書（以下「通知書」という。）を所属部等の長を経由して当該職員に交付するものとする。
- （3）前2号の規定は、勤務官署の指定を解く場合について準用する。
- （4）所属部等の長は、前3号の規定により指定又は指定を解いた場合は、通知書の写しを遅滞なく会計課長へ送付するものとする。

3 勤務時間管理員

- （1）勤務官署達第3条の規定による勤務時間管理員（以下「管理員」という。）の指名は、前項において指定された職員のうちから行うものとする。
- （2）勤務官署以外の勤務地に勤務させる職員が所属する課及び防衛事務所（以下「所属課等」という。）の長は、前項において指定された職員の出勤簿及び休暇簿を当該勤務官署に備え、管理員に責任を持って管理させるものとする。
- （3）管理員は、沖縄防衛局の職員の勤務時間の管理等に関する達（平成19年沖縄防衛局達33号）第4条に規定する勤務時間報告書を作成し、所属課等の長が定める日までに、所属課等の勤務時間管理員へ提出するものとする。